

緊急

令和3年1月14日

組合員各位 様

十日町建築組合

災害救助法適用による要援護世帯雪害緊急対応のお願い

日頃から、当組合の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回の連続降雪により、災害発生の危険性が高まったことから、1月10日に十日町市の全域が災害救助法の適用を受けました。そのことにより、要援護世帯への雪害緊急対応として除排雪作業の支援のお願いが十日町市より十日町建築組合へ来ました。

市役所よりリストが送付され次第、組合事務局より皆様へ依頼の電話をおかけすることになりますので、除雪作業等でご多忙、お疲れのこととは思いますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

■災害救助法適用期間内における除排雪作業等について

- ・期間 令和3年1月10日（日）～1月19日（火）10日間
（確定ではありませんが期間が延びる可能性もあるそうです。）
- ・手順、その他請求方法等、単価表については別途その都度ご連絡いたします。
注意）着手前と完了後の写真が必要になります。

十日町建築組合 事務局

TEL 752-3803

FAX 752-6925